

令和 6 年 7 月 8 日
農林水産部水産局漁業資源課
043-223-3606

コイヘルペスウイルス病の発生について

県内の養殖場で飼育されていたニシキゴイについて、県水産総合研究センター内水面水産研究所及び国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所において診断した結果、コイヘルペスウイルス病の発生が確認されましたので、お知らせします。

なお、コイヘルペスウイルス病は、コイ特有の病気で人には感染しません。

1 検査結果（国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産技術研究所における確定診断）
陽性

2 経過

- （1）7月2日 県は、魚病に係る指導として養殖場に立ち入り、検体を採取した。
- （2）7月4日 初動診断・・・陽性（県水産総合研究センター内水面水産研究所）
- （3）7月8日 確定診断・・・陽性（国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産技術研究所）

3 今後の対応等

持続的養殖生産確保法に基づき、生存するニシキゴイの殺処分及び飼育池の消毒等のまん延防止措置を実施します。

4 コイヘルペスウイルス病について

- （1）本病は、マゴイとニシキゴイに発生する死亡率が高い病気です。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなりますが、目立った外部症状は少なく、エラの退色などが見られます。また、マゴイ及びニシキゴイ以外の魚には感染しません。
- （2）人に感染することはありません。また、発生した池などの魚を食べたとしても、人体には全く影響がありません。

● 病気のまん延を防ぐために県民の皆様へのお願い

- 1 釣ったコイを他の川などへ放すことはやめてください。
- 2 飼育しているコイを川などに放すことはやめてください。
- 3 県内の川や池などで大量にコイが死んでいるのを見つけたときは、県庁漁業資源課資源管理班に連絡してください。《電話：043(223)3037（平日の午前9時から17時まで）・電話：090(3202)8899（平日の時間外、土、日及び祝日）》